北広島市地域防災計画

（地震災害対策編）

（案）

令和５年　月

北広島市防災会議

〔目　　次〕

地震災害対策編

第１章　総　　則 1
第１節　計画策定の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の基本方針 1
第４節　北広島市の地形、地質及び社会的現況 2
第５節　北広島市及びその周辺における地震の発生状況 2
第６節　北広島市における地震の想定 2
第２章　災害予防計画 5
第１節　市民の心構え 5
第２節　地震に強いまちづくり推進計画 7
第３節　地震に関する防災知識の普及・啓発 9
第４節　防災訓練計画 11
第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 11
第６節　相互応援（受援）体制整備計画 11
第７節　自主防災組織の育成等に関する計画 11
第８節　避難体制整備計画 11
第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 12
第 10 節　火災予防計画 12
第 11 節　危険物等災害予防計画 13
第 12 節　建築物等災害予防計画 13
第 13 節　土砂災害の予防計画 15
第 14 節　液状化災害予防計画 15
第 15 節　積雪・寒冷対策計画 18
第 16 節　複合災害に関する計画 18
第 17 節　業務継続計画の策定 18
第３章　災害応急対策計画 19
第１節　応急活動体制 19
第２節　地震情報の伝達計画 19
第３節　災害情報等の収集、伝達計画 25
第４節　災害広報・情報提供計画 26
第５節　避難対策計画 26
第６節　応急措置実施計画 26
第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 27
第８節　広域応援・受援計画 27
第９節　ヘリコプター等活用計画 27
第 10 節　救助救出計画 27
第 11 節　地震火災等対策計画 27
第 12 節　医療救護計画 28
第 13 節　防疫計画 29
第 14 節　災害警備計画 29
第 15 節　交通応急対策計画 29
第 16 節　輸送計画 29
第 17 節　食料供給計画 29
第 18 節　給水計画 29

第 19 節　衣料・生活必需物資供給計画 29
第 20 節　石油類燃料供給計画 29
第 21 節　生活関連施設対策計画 30
第 22 節　被災建築物安全対策計画 31
第 23 節　被災宅地安全対策計画 33
第 24 節　住宅対策計画 34
第 25 節　障害物除去計画 34
第 26 節　文教対策計画 34
第 27 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 34
第 28 節　家庭動物等対策計画 34
第 29 節　廃棄物処理等計画 35
第 30 節　防災ボランティアとの連携計画 35
第 31 節　災害救助法の適用と実施 35
第４章　災害復旧・被災者援護計画 36
第１節　災害復旧計画 36
第２節　災害応急金融計画 36
第３節　被災者援護計画 37

第１章　総　　則

第１節　計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、北広島市の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき作成されている北広島市地域防災計画の地震災害対策編として、北広島市防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、北広島市地域防災計画（一般災害対策編）による。

第３節　計画の基本方針

この計画は、市及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第１　実施責任

１　北広島市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、当該地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

２　北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、他の指定地方行政機関と相互に

協力して防災活動を実施するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、市、道及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第１章 第５節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第４節　北広島市の地形、地質及び社会的現況

一般災害対策編「第２章 第１節 自然条件」を準用する。

第５節　北広島市及びその周辺における地震の発生状況

第１　被害状況

本市においては、明治 17 年（1884 年）の入植以降、地震による大きな被害を受けた記録はなく、近年、道内で発生した平成５年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成６年の北海道東方沖地震、平成 15 年の十勝沖地震等においても大きな被害は起きていないが、平成 22 年 12 月２日に発生した札幌市清田区を震源とする地震では、人的被害はなかったものの、震源に近い大曲地区の小中学校、地区会館、民間宅等で、窓ガラスや食器類が破損するなどの物的被害が多数生じた。（※共栄に設置されている気象庁の震度計では震度３であったが、東日本高速道路（株）で設置している震度計では北広島ＩＣで震度 4.7 を記録した。）

また、平成 30 年９月６日に発生した北海道胆振東部地震により、市内において震度５弱を観測し、昭和４０年代に民間事業者の宅地開発によって住宅地が形成された市内の一部地域において、盛土によるのり面や擁壁が崩壊・崩落し、住宅倒壊等の甚大な被害が発生した。

第６節　北広島市における地震の想定

第１　基本的な考え方

北海道の地震被害想定調査において、各管内に特に影響のある地震として２４地震(※1)５４断層モデルを選定している。これらのうち、「野幌丘陵断層帯」及び「石狩低地東縁断層帯主部（北）」と、「全国どこでも起こりうる直下の地震」(※2)を本市に大きな被害を及ぼす可能性

が高い地震として想定し、地震被害を予測する。

図表　被害を及ぼす可能性が高い地震想定

野幌丘陵断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	全国どこでも起こりうる直下の地震
	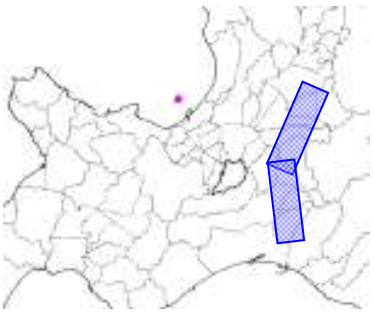	
・断層の長さ：約 20km ・マグニチュード：7.5 ・最大震度： 7	・断層の長さ：66km ・上端の深さ： 3 km ・マグニチュード：7.9 ・最大震度： 6 強	・全国どこでも起こりうる直下の地震として市の直下に震源を想定 ・断層の長さ：17.4km ・上端の深さ： 4 ～ 6 km ・マグニチュード：6.9
平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月 1 日付で北海道が公表）を基に設定	平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月 1 日付で北海道が公表）を基に修正	地震防災マップ作成技術資料（内閣府）を基に設定

（※１）24 地震

標津断層帯、十勝平野断層帯主部、富良野断層帯西部、増毛山地東縁断層帯、沼田－砂川付近の断層帯、当別断層帯、石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 7km）、石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 3km）、石狩低地東縁断層帯主部（南）（深さ 3km）、石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7km）、石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km）、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯、サロベツ断層帯（断層延長）、西札幌背斜に関連する断層、野幌丘陵断層帯、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖の地震、三陸沖北部の地震、北海道北西沖の地震、北海道南西沖の地震、北海道留萌沖（走向 N193° E）の地震、北海道留萌沖（走向 N225° E）の地震

（※２）全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9 を上限として地震規模を想定している。

本市においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M 6.9 で揺れの大きさを計算している。

第２　被害の予測

想定した３タイプの地震のうち、本市に最も大きな被害をもたらす地震は冬の夕方に発生する「野幌丘陵断層帯」による地震（M7.5）であり、市の北東側にあたる「東部地区」、「西の里地区」及び「北広島団地地区」の比較的地盤の軟弱な地域で最大震度７ (※1) を示すものと予測される。

また、同地震における市内の建築物被害については、全壊 295 棟、半壊 963 棟が予測され、その多くは昭和 56 年以前に建築された木造建築物となっている。(※2)

人的被害については、死者数６名、負傷者数 187 名（うち重傷者数 18 名）と予測される。(※3)

図表　地震想定に係る被害予測等

地震のタイプ / 地震属性	野幌丘陵断層帯	石狩低地東縁断層帯主部（北）	全国どこでも起こりうる直下の地震
震　　源	江別市～野幌～北広島市に抜ける断層帯（想定断層を設定）	石狩平野とその東側に分布する丘陵との境界付近に位置する断層帯（想定断層を設定）	市内の直下
地震規模	マグニチュード：7.5	マグニチュード：7.9	マグニチュード：6.9
市内最大震度	7	６強	６弱
建築物被害予測	全壊　295 棟	全壊　17 棟	全壊　66 棟
	半壊　963 棟	半壊　145 棟	半壊　776 棟
人的被害予測	死者数　６名 負傷者数　187 名 うち重傷者数　18 名	死者数　１名未満 負傷者数　24 名 うち重傷者数　３名	死者数　１名 負傷者数　130 名 うち重傷者数　13 名

（※１）気象庁の震度階級と計測震度の関係

気象庁の震度階級	震度４	震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

（※２）震度と全半壊率の関係

地震の計測震度と建築年次別の全半壊率の関係は、内閣府により過去の地震被害をもとに経験的に整理されており、昭和 56 年以前（旧耐震基準時）に建てられた建築物の震度５強から６弱の地震時における全半壊率は、昭和 57 年以降（新耐震基準時）に建てられた建築物の４倍以上になるものと予測されている。

（※３）全壊率と人的被害の関係

北海道の場合、冬期夜間などに被災すると凍死や凍傷といったことが起こる可能性がある。しかしながらこのような予測手法が確立されていないため、死者数の評価手法は、中央防災会議（2006 年）が道内地震などの被害実態を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

負傷者数及び重傷者数の評価については、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者数に占める重傷者の割合（重傷者比率）を用いた大阪府の手法（1997 年）を適用する。

第２章　災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第１節　市民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年３月の東日本大震災等の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市民は、地震発生時、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

第１　家庭における措置

１　平常時の心得

（１）地域の指定避難所・指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。

（２）崖崩れ等に注意する。

（３）建物の補強、家具を固定する。

（４）火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。

（５）飲料水や消火器を用意する。

（６）「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料を確保する。

（７）地域の防災訓練に進んで参加する。

（８）隣近所と地震時の協力について話し合う。

（９）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

２　地震発生時の心得

（１）まず自らの身の安全を確保する。

（２）特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず自らの身の安全を確保する。

（３）すばやく火の始末をする。

（４）火が出たらまず消火する。

（５）あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

（６）狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。

（７）山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
（８）避難は徒歩で、持物は最小限にする。
（９）みんなで協力しあって、応急救護を行う。
(10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
(11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第２　職場における措置

１　平常時の心得

（１）消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
（２）消防計画により避難訓練を実施する。
（３）とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
（４）重要書類等の非常持出品を確認する。
（５）不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

２　地震発生時の心得

（１）まずわが身の安全を図る。
（２）特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
（３）職場の消防計画に基づき行動する。
（４）職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
（５）正確な情報を入手する。
（６）近くの職場同志で協力し合う。
（７）エレベーターの使用は避ける。
（８）マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第３　駅や商業施設等の集客施設でとるべき措置

１　館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
２　あわてて出口・階段などに殺到しない。
３　吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第４　街など屋外でとるべき措置

１　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
２　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
３　丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

第５　運転者のとるべき措置

１　走行中に地震が発生したとき

（１）走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
（２）走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
（３）停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
（４）車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道

路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたまま、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

２　避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

第２節　地震に強いまちづくり推進計画

市、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第１　地震に強いまちづくり

１　市、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、指定緊急避難場所としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。

２　市、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

３　市、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第２　建築物の安全化

１　市は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

２　市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難場所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

３　市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

４　市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

５　市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

６　市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守

の指導等に努める。

７　市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。

８　市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第３　主要交通の強化

市、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

なお、災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要なことから、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画や本市の耐震改修促進計画に基づき、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

第４　通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対策に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第５　ライフライン施設等の機能の確保

１　市、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

２　市、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

３　市、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第６　復旧対策基地の整備

市及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備に努める。

第７　液状化対策

１　市、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

２　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

３　市、道、国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第８　危険物施設等の安全確保

市、道及び防災関係機関は、危険物施設及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第９　災害応急対策等への備え

市、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第１０　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

１　道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、市は、その整備を重点的・計画的に進める。

２　計画対象事業

（１）避難地
（２）避難路
（３）消防用施設
（４）消防活動道路
（５）緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
（６）医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
（７）河川管理施設
（８）砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
（９）地域防災拠点施設
(10) 防災行政無線施設、設備
(11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
(12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
(13) 負傷者の一時収容設備、資機材（応急救護設備等）
(14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第３節　地震に関する防災知識の普及・啓発

市、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援す

る体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図る。

第１　防災知識の普及・啓発

１　道及び防災関係機関は、職員に対して地震防災に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成・配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

２　市、道及び防災関係機関は、市民に対し、次により防災知織の普及・啓発を図る。

（１）啓発内容

ア　地震に対する心得
イ　地震に関する一般知識
ウ　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
エ　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
オ　災害情報の正確な入手方法
カ　出火の防止及び初期消火の心得
キ　ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
ク　自動車運転時の心得
ケ　救助・救護に関する事項
コ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
サ　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
シ　要配慮者への配慮
ス　各防災関係機関が行う地震災害対策

（２）普及方法

ア　テレビ、ラジオ及び新聞の利用
イ　広報紙の利用
ウ　ホームページ（インターネット)、ＳＮＳの利用
エ　映画、スライド、ビデオ等による普及
オ　パンフレットの配布
カ　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

３　市、道及び防災関係機関は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第２　学校等教育関係機関における防災思想の普及

１　学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

２　児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

３　地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応

じた内容のものとして実施する。

４　社会教育においては、町内会、ＰＴＡ等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第３　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日（週間）等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第４節　防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第４章 第２節 防災訓練計画」を準用する。

第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第３節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第６節　相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第４節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第７節　自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第５節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第８節　避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第６節 避難体制整備計画」を準用する。

第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第７節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第 10 節　火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第４章 第９節 建築物災害予防計画」及び「第４章 第 10 節 消防計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第１　地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、市及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、北広島市火災予防条例（昭和 37 年条例第 16 号）に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第２　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、市及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

１　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

２　防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。

３　ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第３　予防査察の強化指導

消防本部は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

１　消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

２　消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第４　消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消

防技術の向上と消防体制の強化を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第 11 節　危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第７章 第４節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等を準用する。

第 12 節　建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎょするための計画は、一般災害対策編「第４章 第９節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第１　建築物の防災対策

１　準防火地域の指定促進

市は、市街地の不燃化を図るため、道からの情報提供を活用して土地利用の動向を勘案し、準防火地域の指定を行う。

２　耐震性の確保

（１）防災上重要な施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる市役所庁舎、消防本部（署）、病院、学校等の防災上重要な施設の管理者は、施設の新設や改築にあたっては耐震化に配慮するとともに、既存施設にあっては耐震診断及び耐震改修の実施を促進し、さらに施設が使用できないことを想定して、バックアップ機能についても検討しておく。

（２）避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

市内の指定避難所・指定緊急避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

３　木造建築物の防火対策の推進

市及び道は、道内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

４　既存建築物の耐震化の促進

市及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、市民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップ等を作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修

技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努める。

また、市及び道は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）」に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、耐震化を推進する。

５　ブロック塀等の倒壊防止

市及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

６　窓ガラス等の落下物対策

市及び道は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

７　被災建築物の安全対策

（１）道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

（２）市及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

（３）市及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、市民への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第２　崖地に近接する建築物の防災対策

市及び道は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第３　ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

市は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

１　電力施設（北海道電力株式会社）

２　ガス事業者（北海道ガス株式会社、北海道エルピーガス災害対策協議会）

３　水道施設

４　通信施設（ＮＴＴ東日本（株））

第４　交通施設の安全化・耐震化対策

１　道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

２　落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

３　橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第５　河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

１　治山・治水対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期する。

（１）河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

（２）治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、渓流工事等、治山施設の完備を図る。

（３）砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、砂防施設の整備等を図り、市民の安全を期する。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第６　文化財の災害予防

市は、文化財の災害予防を推進するとともに、文化財の所有者及び施設の管理者に施設の耐震性向上、施設整備に努めるよう指導する。

第 13 節　土砂災害の予防計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第 15 節 土砂災害予防計画」を準用する。

第 14 節　液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである

第１　現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964 年）を契機として、認識されたところである。「平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震」（阪神・淡路大震災）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968 年十勝沖地震」「平成５年（1993 年）北海道南西沖地震」、「平成６年（1994 年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成 15 年（2003 年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成 30 年北海道胆振東部地震」では、札幌市や本市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の人工地盤に被害が集中して発生した。

本市の液状化については、地質から、ＪＲ千歳線を境として、南西側の丘陵地～山地を形成する地域では、液状化の可能性は低いとされているが、河川沿いでは、場所によって地震災害時に液状化現象の発生するおそれがある。

また、北東側の低平地は、地下水位が高い泥炭層からなっており、地震災害時の揺れが大きくなりやすい軟弱な地盤となっている。

なお、市が実施した「地震被害想定調査」による液状化分布は次のとおりである。

図表　液状化危険度分布図

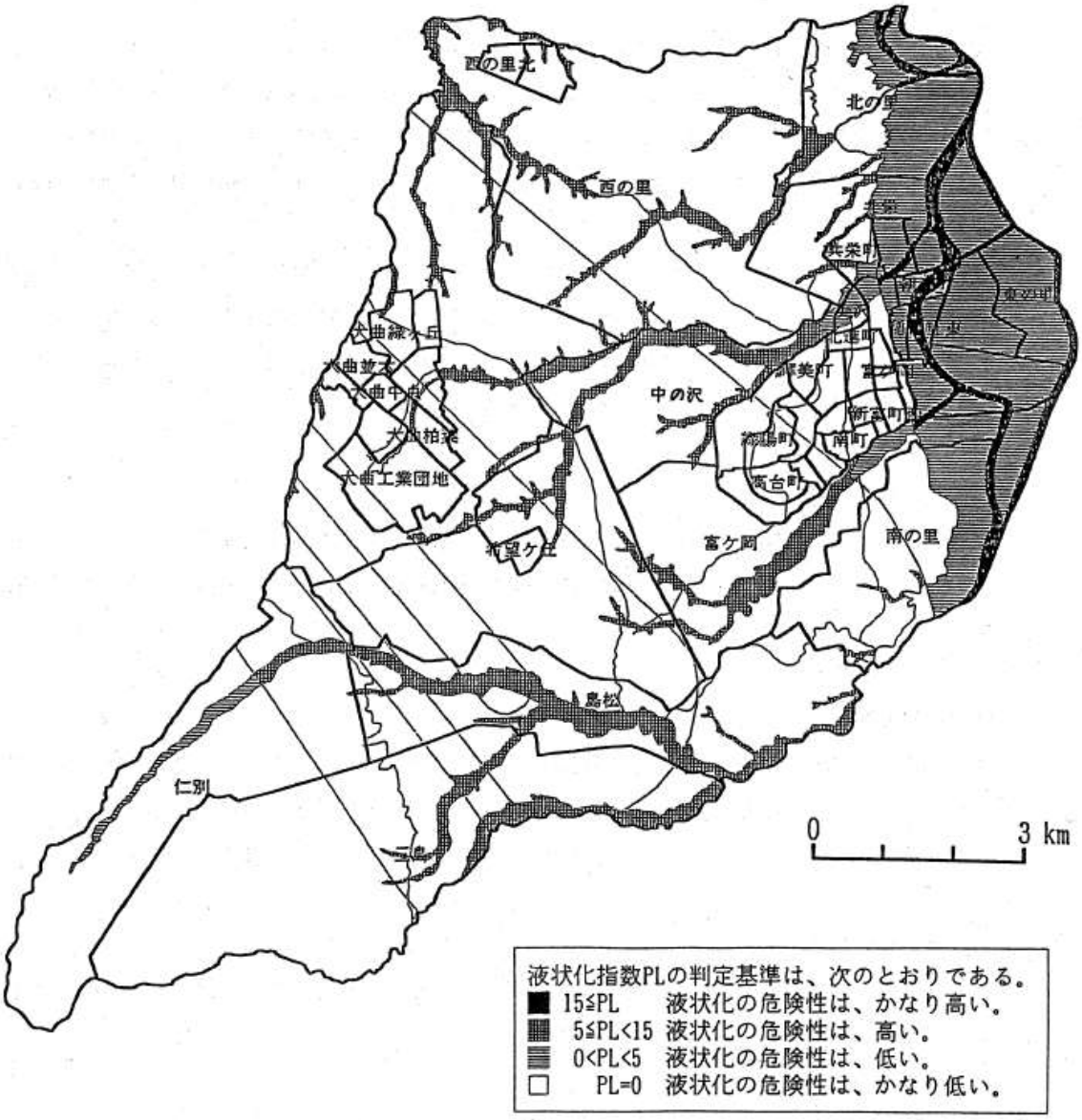

第２　液状化対策の推進

１　市、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

２　液状化対策の調査・研究

市、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

３　液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような対策が考えられる。

（１）地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

（２）発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
（３）施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

４　液状化対策の普及・啓発

市、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第 15 節　積雪・寒冷対策計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第 16 節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第 16 節　複合災害に関する計画

本節については、一般災害対策編「第４章 第 17 節 複合災害に関する計画」を準用する。

第 17 節　業務継続計画の策定

本節については、一般災害対策編「第４章 第 18 節 業務継続計画の策定」を準用する。

第３章　災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、市、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第１節　応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、同本部と連携を図る。

第１　災害対策組織

一般災害対策編「第３章 第１節 組織計画」を準用する。

第２　職員の動員配備

一般災害対策編「第３章 第１節 組織計画」を準用する。

第２節　地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第１　緊急地震速報

１　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上の揺れが予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が、強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

２　緊急地震速報の伝達

地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＡＥＲＴ）により、地方公共団体に伝達される。

図表　緊急地震速報伝達系統

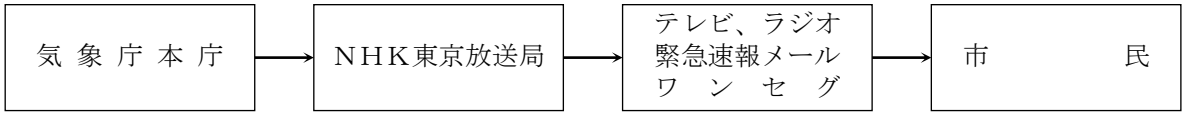

第２　地震に関する情報の種類と内容

１　地震に関する情報

地震に関する情報については、次のとおりである。

（１）地震動特別警報、警報及び予報の種類及び内容

図表　地震に関する警報等

種類	発表名称	内　容　等
地震動特別警報	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上の揺れが予想される地域に対し発表する緊急地震速報 このうち、震度６弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する緊急地震速報

（２）地震に関する情報の種類及び内容

図表　地震に関する情報

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報（特別警報）、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報（特別警報）、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20分～30分後に気象庁のホームページ上に掲載）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

（３）地震活動に関する解説資料等

地震速報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料の種類	発表基準	内　　容
地震解説資料 （速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後３０分を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２週間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の蛍光灯を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜日）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

第３　地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

１　緊急地震速報や震度速報で用いる区域（近隣）等の名称

図表　緊急地震速報・震度速報区域

都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
北海道	北海道道央	石狩地方北部	石狩市、石狩郡［当別町、新篠津村］
		石狩地方中部	札幌市、江別市
		石狩地方南部	千歳市、恵庭市、北広島市
		後志地方北部	小樽市、積丹郡［積丹町］、古平郡［古平町］、余市郡［仁木町、余市町、赤井川村］
		後志地方東部	虻田郡の一部［ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町］
		後志地方西部	島牧郡［島牧村］、寿都郡［寿都町、黒松内町］、磯谷郡［蘭越町］、岩内郡［共和町、岩内町］、古宇郡［泊村、神恵内村］
		空知地方北部	深川市、雨竜郡の一部［妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町］
		空知地方中部	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡の一部［奈井江町、上砂川町］、樺戸郡の一部［浦臼町、新十津川町］、雨竜郡の一部［雨竜町］
		空知地方南部	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、空知郡の一部［南幌町］、夕張郡［由仁町、長沼町、栗山町］、樺戸郡の一部［月形町］

２　地震情報で用いる震央地名（北海道地方）

図表　地震情報区域

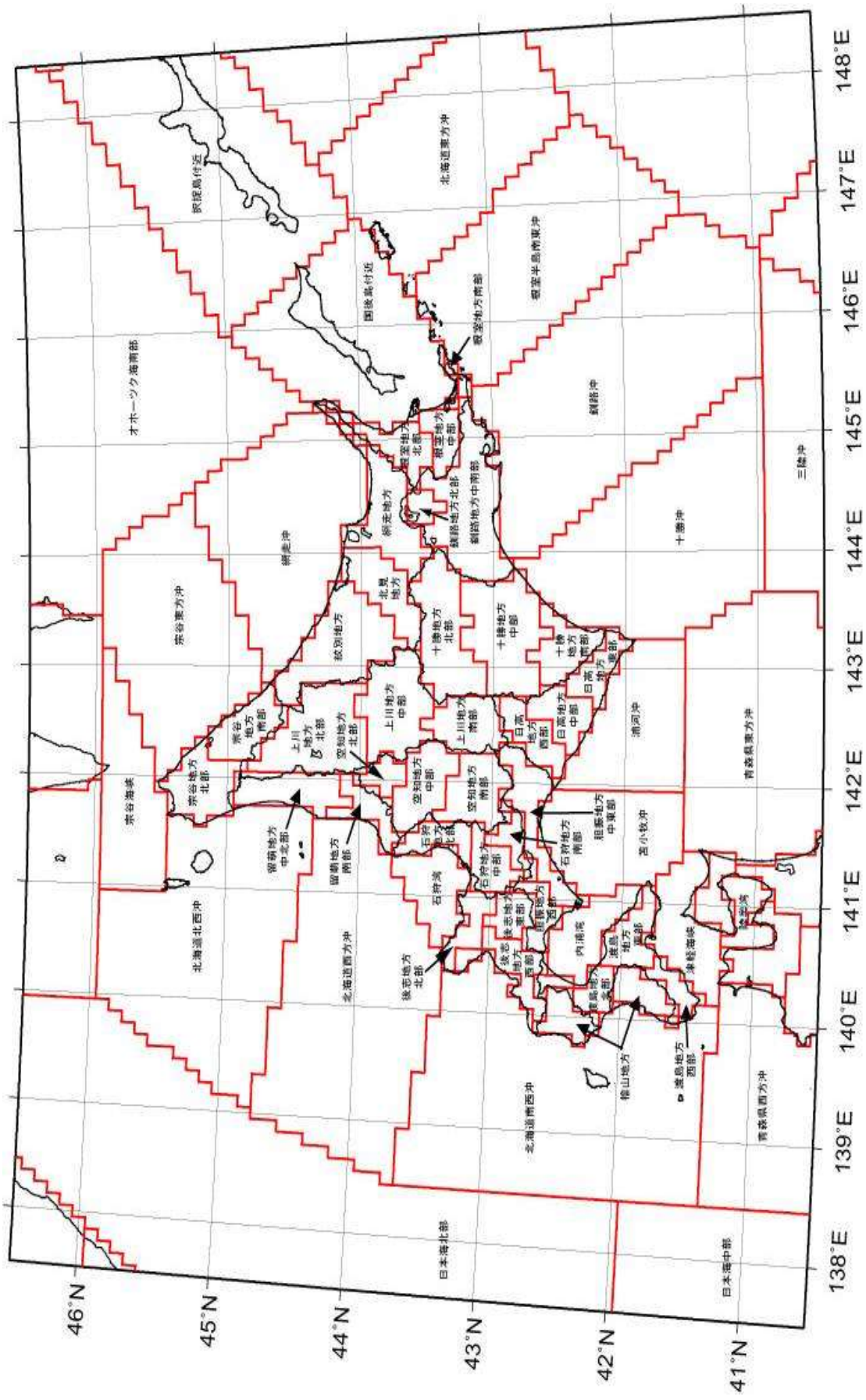

第４　気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」（資料６－４）は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

資料編〔気象予警報・震度階級等〕　・気象庁震度階級関連解説表（資料６－４）

第５　異常現象を発見した場合の通報

異常音響及び地変などの異常現象を発見した者から通報を受けた市（危機管理課）は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。

１　北広島市消防本部
２　厚別警察署
３　石狩振興局地域政策課
４　札幌管区気象台
５　影響のある隣接市町
６　その他、その異常現象に関係ある機関

なお、休日、夜間にあって、消防本部が通報を受けた場合は、すみやかに危機管理課長へその旨を報告し、指示を受ける。

第３節　災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編「第５章 第１節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第１　災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

１　市及び道は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努め、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）などで受信した緊急地震速報を、防災行政無線等により市民への伝達に努める。

２　市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

　また、、被災者等への情報伝達手段として、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

３　人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行う。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行う。

当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

４　市及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第２　災害情報等の内容及び通報の時期

１　道への通報

市は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

（１）災害の状況及び応急対策の概要・・・・・発災後速やかに

（２）災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

（３）被害の概要及び応急復旧の見通し・・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

（４）被害の確定報告・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

２　北広島市の報告

（１）市は、震度５弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度５強以上を記録した場合、第１報を道及び国（消防庁経由）に、原則として 30 分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

（２）市は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

（３）市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第４節　災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第５節　避難対策計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第４節 避難対策計画」を準用する。

第６節　応急措置実施計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第５節 応急措置実施計画」を準用する。

第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第８節　広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第７節 広域応援・受援計画」を準用する。

第９節　ヘリコプター等活用計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第８節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第 10 節　救助救出計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第９節 救助救出計画」を準用する。

第 11 節　地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の市民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

また、市における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編「第４章 第 10 節 消防計画」及び「第７章 第５節 大規模な火事災害対策計画」に準ずる。

第１　消防活動体制の整備

市はその地域における地震災害を防ぎょし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第２　火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

１　住宅密集地域の火災危険区域

２　崖崩れ、崩壊危険箇所
３　特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第３　相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

１　消防相互応援
２　広域航空消防応援
３　緊急消防援助隊による応援

第４　地震火災対策計画の策定

市は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

１　消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員の招集も困難になるなど、消防力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

２　消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・配水池の設置のほか、河川の利用等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

３　応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での市民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

４　初期消火の徹底

市民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防隊の到着に時間を要することから、被災地の市民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第 12 節　医療救護計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 10 節 医療救護計画」を準用する。

第 13 節　防疫計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 11 節 防疫計画」を準用する。

第 14 節　災害警備計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 12 節 災害警備計画」を準用する。

第 15 節　交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 13 節 交通応急対策計画」を準用する。

第 16 節　輸送計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 14 節 輸送計画」を準用する。

第 17 節　食料供給計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 15 節 食料供給計画」を準用する。

第 18 節　給水計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 16 節 給水計画」を準用する。

第 19 節　衣料・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第 20 節　石油類燃料供給計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 18 節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第 21 節　生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、市民生活に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第１　上水道

一般災害対策編「第５章 第 21 節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際しては、水道対策部給水班がこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、市民に対する水道水の供給に努める。

２　広報

広報対策部広報班は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第２　下水道

一般災害対策編「第５章 第 21 節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際しては、水道対策部下水道班がこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能への支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

２　広報

広報対策部広報班は、地震により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第３　電気

一般災害対策編「第５章 第 19 節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

２　広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及びインターネット（ホームページ）を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域の住民に広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第４　ガス

一般災害対策編「第５章 第 20 節 ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

２　広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第５　通信

１　応急復旧

東日本電信電話（株）北海道事業部、（株）ＮＴＴドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

２　広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

第６　放送

ＮＨＫなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第 22 節　被災建築物安全対策計画

一般災害対策編「第５章 第 23 節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、被災建築物の余

震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第１　応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

１　活動体制

市及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

図表　応急危険度判定活動体制

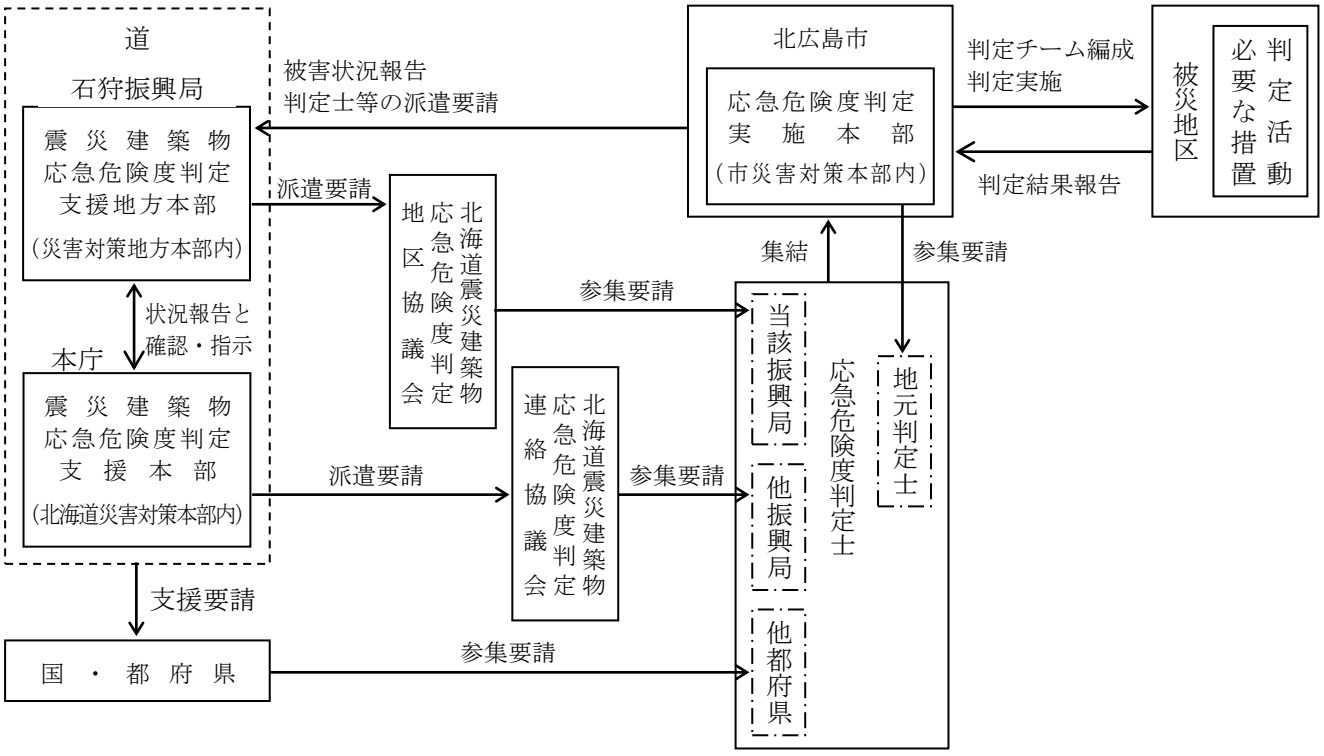

資料編〔応急・復旧〕　・北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（資料 11－４）

２　基本的事項

（１）判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

（２）判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性につ

いて、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

（３）判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、青「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。

危　険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

（４）判定の効力

行政機関による情報の提供である。

（５）判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第２　石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

１　基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

２　実施主体及び実施方法

（１）市及び道

市及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

（２）建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

（３）解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉塵排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

（４）廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第 23 節　被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 23 節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第 24 節　住宅対策計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 24 節 住宅対策計画」を準用する。

第 25 節　障害物除去計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 25 節 障害物除去計画」を準用する。

第 26 節　文教対策計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 26 節 文教対策計画」を準用する。

第 27 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第 28 節　家庭動物等対策計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 28 節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第 29 節　廃棄物処理等計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 30 節 廃棄物処理等計画」を準用する。

第 30 節　防災ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編「第５章 第 31 節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 31 節　災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編「第５章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第４章　災害復旧・被災者援護計画

地震災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者等の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第１節　災害復旧計画

本節については、一般災害対策編「第８章 第１節 災害復旧計画」を準用する。

第２節　災害応急金融計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、市、道及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第１　実施計画

１　一般住宅復興資金の確保

市は、道と連携して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

２　中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため、必要な資金の融資等を行う制度で、市は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し相談に応じるとともに所

要の指導を行う。

３　農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。

市は、道と連携し、被災者からの問い合わせへの対応や本制度の周知に努める。

４　福祉関係資金の貸付等

市は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

５　被災者生活再建支援金

市は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の周知に努める。

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

６　その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等

第２　財政対策

市、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、市及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等の復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

第３　地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市、道等は、その制度の普及促進にも努める。

第３節　被災者援護計画

本節については、一般災害対策編「第８章 第２節 被災者援護計画」を準用する。